

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第62回会議議事録

日 時	令和4年4月15日(金) 午後2時00分～午後4時20分
開催場所	市庁舎11階S10会議室
出席者	藤原部会長（WEB会議システムによる出席）、金子委員（WEB会議システムによる出席）、松村委員（WEB会議システムによる出席）
欠席者	なし
開催形態	議事1は公開(傍聴者なし)。議事2は非公開
議 題	<p>1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の整備について</p> <p>2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第61回会議議事録の承認</p>
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、WEB会議システムによる開催及び議事2の非公開を確認した。</p> <p>1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の整備について</p> <p>(1) 開示決定等の期限について</p> <p>(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）の開示決定等の期限に係る規定の改正について説明（資料(1)(2)(3)に基づき説明）</p> <p>(藤原部会長) 開示請求後60日を超えている案件はないのか。</p> <p>(事務局) 本人開示請求においては、14日プラス46日でトータル60日を確保するとなっているが、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）上は延長30日までとなっている。30日プラス30日とした場合のデメリットは、大体が14日で処理できているのに30日とすることで開示の時期が遅れてしまうのではないかとこのところにある。法律どおりにはするが、条例の施行通知などを出して14日以内に処理するようにして、市民サービスの低下を招かないようにする考えはどうか。</p> <p>(藤原部会長) 施行通知ではなく、もう少し強い内部的に拘束力のある申合せ文書で14日以内で処理しますという合意だけでもとれないか。法律に合わせるにしても横浜市の取扱いとしては従来通り変えないということを審査会を通じて合意をとって、施行通知などでオーソライズすることも運用の一つ</p>

かと思う。

(松村委員)

個人情報保護法第83条第2項は「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とあることから、延長の期間は30日以内とする個人情報保護委員会事務局作成の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A案」

(以下「Q&A」という。)の考えは、素直な条文解釈かと思う。建前としては従来と同じ期限でやろうとのことだが、ややもするとだらけてしまうので、従来どおり14日以内に処理するということを明文化して、市民向けに説明できるようにしておくべきかと思う。

(藤原部会長)

もし30日の期限に流れて市民サービスの低下となる事案が生じるようであれば、もとの期限に戻すということもあるかと思う。30日プラス30日として、限りなく拘束力のある工夫をしてほしい。

(2) 地方公共団体の機関について

(事務局)

保護条例の市の機関及び情報公開条例の実施機関の定義に係る規定の改正について説明(資料(1)(2)に基づき説明)

(藤原部会長)

地方公共団体の機関の定義として、消防長を加えるということだが、よろしいか。

(委員)

よろしい。

(3) 不開示情報について

(事務局)

個人情報保護法により条例で定めることのできる不開示情報について説明(資料(1)(2)に基づき説明)

(藤原部会長)

個人情報保護法で定める不開示情報にプラスもマイナスもしないということか。

(事務局)

そのとおり。

(松村委員)

個人情報保護法に定める不開示情報と合わせた条例改正がよいと考える。

(4) 審査請求先となる市の機関について

(事務局)

個人情報保護法による開示決定等の審査請求先となる市の機関に係る規定の改正について説明(資料(1)に基づき説明)

(藤原部会長)

審査請求先を分かりやすくしようとする技術的な改正かと思われるが、いかがか。

(委員)

意見なし

(5) 審査会の法的位置付けについて

(事務局) 保護条例の審査会の設置根拠に係る規定の改正について説明（資料(1)に基づき説明）

(松村委員) 今は情報公開条例の規定により審査会を設置し、審査会に諮問された案件について調査審議手続を行うと規定しているが、基本的には変わらないのか。

(事務局) 基本的には変わらない。ただ、審査会の位置付けが個人情報に関しては行政不服審査法第81条の機関となり、設置根拠の条文にその旨の文言が追加されることになる。

(松村委員) 横浜市会の個人情報保護条例はどうなるのか。

(事務局) 改正個人情報保護法では、議会を同法の規律の対象外としているが、市としては、独自に条例をつくって個人情報の保護にしっかりと取り組んでいきたいと考えている。開示決定等に関する規定は当該条例で設けるが、審査請求が出たときに本審査会に諮問する仕組みをつくることを考えている。

(松村委員) 情報公開ではどうなるのか。

(事務局) 議会は実施機関の一つとなっているので、市長や教育委員会と同様、審査請求があれば本審査会に諮問されることになる。

(6) 審査会の調査審議の手続について

(事務局) 保護条例及び情報公開条例の審査会の調査審議に係る規定の改正について説明（資料(1)(2)に基づき説明）

(松村委員) 行政不服審査法で定める行政不服審査会の審議手続が81条機関にも準用される関係で、情報公開条例で定める審査会の審議手続もこれにあわせるということか。

(事務局) 個人情報については81条機関となり、情報公開については条例独自の審査会という位置付けになるが、同じ審査会で個人情報と情報公開で審議手続の内容が違うというのもおかしいので、両者をあわせるような規定を置きたいというものである。

(藤原部会長) やっていることは変わらないのだけれども、審査会の位置付けが形式的に変わっているので、やっていることの平仄をあわせるという改正か。

(事務局) 行政不服審査法では、調査権限を指名する委員に行わせたり、意見陳述について指名する委員に聴かせたりすることが規定されており、個人情報の審査請求ではこれらの手続ができるようになるので、情報公開条例にも新しい手続として規定したい。

(藤原部会長) ある意味で使える手続は規定しておいて、実際に手続を使うかどうかは全体会なり、各部会なりでご意向を聞くことになろうかと思う。

(7) 審査会の調査審議におけるインカメラ審理について

(事務局) 保護条例の審査会のインカメラ審理に係る規定について説明(資料(1)に基づき説明)

(藤原部会長) インカメラの話だが、これはこのままでいいか。

(委員) よろしい。

(8) 審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料について

(事務局) 保護条例及び情報公開条例の審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料に係る規定の改正について説明(資料(1)(2)に基づき説明)

(藤原部会長) 写しの交付を請求したのに手数料を払わない案件について予納制度を設けるなど、何らかの対処をしなければならないのではないか。確信的に払わないという案件への法執行の問題がある。

(金子委員) 規定を設けるのは簡単であるが、実行をどうするかが問題だ。規定にあるから納めなさいだけでは足りない。

(事務局) ただ今、説明したのは開示の手数料ではなく、審査会に主張書面が出てきた時のその写しの手数料の話である。

(金子委員) 開示の手数料も含めてしかるべき措置をしっかりと講じてもらいたい。

(9) 審査庁に対する主張書面の交付の求めに関する手数料について

(事務局) 保護条例及び情報公開条例の審査庁に対する写しの交付の請求に関する手数料に係る規定の改正について説明(資料(2)に基づき説明)

(藤原部会長) コピー代1枚10円という金額は、利用者からは批判等はないか。

(事務局) 横浜市行政不服審査条例で1枚10円と規定しており、開示請求以外の他の審査請求に関してはこの金額を払ってもらっており、特段問題にはなっていない。

(10) 裁決の尊重義務について

(事務局) 保護条例の審査会の裁決の尊重義務に係る規定について説明(資料(1)に基づき説明)

(松村委員) 情報公開条例にも尊重規定はあるのか。

(事務局) 第19条にある。

(藤原部会長) これまで答申に沿わなかった件数はいくつか。
(事務局) 1件のみである。
(藤原部会長) ほぼ100%尊重されているということか。
(事務局) そうである。

(11) 裁量的開示について

(事務局) 情報公開条例の裁量的開示に係る規定について説明（資料(2)に基づき説明）
(松村委員) 個人情報保護とは異なり、情報公開に裁量的開示がなくても違う考え方よるものとして許される範囲でないか。
(藤原部会長) 実際に裁量的開示はあまり行われていないが、国は2件ほどあるか。
(事務局) BSE事件の例等、国の情報公開では何件かある。
(藤原部会長) 本件に関する平成11年の審査会答申の考え方でよいと考えるが、それでよいか。
(委員) よろしい。

(12) 簡易開示制度について

(事務局) 保護条例の簡易開示制度に係る規定について説明（資料(1)に基づき説明）
(藤原部会長) これは維持するというのでよいか。
(委員) よろしい。

(13) 出資法人等の個人情報の保護について

(事務局) 保護条例の出資法人等の個人情報の保護審査会に係る規定について説明（資料(1)に基づき説明）
(松村委員) Q&Aの9-1に「法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません」とあるが、これを踏まえた内容か。
(事務局) 出資法人等も個人情報保護法の民間規律の適用を受けるが、異議の申出という審査請求類似の仕組みを設けている。
(松村委員) 市民の権利義務に実体的な影響は与えていないということか、特に問題はないということか。
(事務局) そのとおり。
(藤原部会長) 出資法人となるのは、何パーセントからか。
(事務局) 本市の出資率でいうと2分の1以上の法人になる。ただ、その他の要件もある。

(松村委員) 個人情報保護法の民間規律が適用される出資法人等に対して従来の措置を求めるメリットは、まだあるということか。

(事務局) 民間といえども大きな意味では横浜市の行政の一部を担っており、より一層の説明責任があるものとする。

(藤原部会長) メリットというよりは、後退させることはないということだと思ふ。よろしいか。

(委員) よろしい。

(14) 運用状況の公表について

(事務局) 保護条例の運用状況の公表に係る規定について説明(資料(1)に基づき説明)

(藤原部会長) 匿名加工情報について横浜はかなり需要はありそうなのか。

(事務局) 国の状況を見ているとそれほどの需要はないのではと感じているが、よく分からない。

(藤原部会長) 国が公表に関心があるのは、そこではないか。情報公開とセットで国とは違った角度で従来からの公表を市がしていることは理由があり、まさしく後退させる必要はない。ここは、これでよろしいか。

(委員) よろしい。

(15) 経過措置について

(事務局) 保護条例及び情報公開条例の経過措置に係る規定について説明(資料(1)(2)に基づき説明)

(松村委員) 以前に請求したものについては新しい法制度に基づいて請求したものとみなすやり方と、もとの処分に基づいてやる場合と、2つの考え方があるが、本件はどちらになるか。

(事務局) なお従前の例によるものとして、請求時の手続にのっとって処理することを想定している。改正行政不服審査法の事例では、原処分が法律の施行前に行われていれば旧法ですし、施行後であれば新法が適用される。審査請求に関しては、原処分時が判断基準になるかと思う。

(藤原部会長) 原処分時が基準ということか。これでよろしいか。

(委員) よろしい。

【以下非公開】

2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第61回会議議事録の承認

特記事項	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 横浜市個人情報の保護に関する条例 骨子案(2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 骨子案(3) 開示決定等の期限について <p>2 特記事項</p> <p>次回：令和4年5月26日（木） 市庁舎18階さくら16会議室</p>
------	---

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 藤原 静雄